

# 第96回 国際協同組合デー

2018  
7.7 (土)

国際協同組合デーは  
毎年7月の  
第1土曜日です



協同を通じた持続可能な社会へ



# 国際協同組合年記念協同組合全国協議会・ 一般社団法人日本協同組合連携機構からのメッセージ

世界の協同組合が、協同組合運動の発展を祝い、さらなる前進を誓い合う日である「国際協同組合デー」(以下「デー」)は、今年7月7日(土)です。国際協同組合同盟(ICA)が毎年7月の第1土曜日をデーと定め、1923年に第1回を祝ってから96回目、1995年に国連が国際デーの一つとして認定してから24回目となります。

今年のデーの世界共通スローガンは「協同を通じた持続可能な社会へ」です。このスローガンは2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs(エスディーゼーズ))に依拠しています。

SDGsは、持続可能かつ豊かで公正な社会を創り出していくために、すべての国と関係者が参加し2030年までに達成すべき世界的な目標です。協同組合は、SDGsの達成に向けて役割を果たすべき多様な民間セクターの一つとして位置付けられました。2016年の国際協同組合デーにあたって当時の国連事務総長は「協同組合は、誰も取り残さないというSDGsの原則を体現している」と述べています。

人びとが参加し協同してそのニーズを満たし願いを実現するという協同組合の仕組みは、2016年の「協同組合の思想と実践」ユネスコ無形文化遺産登録において「社会的課題を解決する」と評価されました。私たちがこの仕組みを通じて取り組んできたこと、すなわち、持続可能な農林漁業の振興、食料の安定供給、生活に必要なモノやサービスの提供、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の創出、医療や福祉、特に若者・高齢者・生活困窮者・障害者等の支援、金融・保険サービスの提供、男女共同参画、海洋資源や森林の維持管理と生態系の保全、再生可能エネルギーの供給、食品ロスの削減やリサイクル、平和活動などの取り組みは、SDGs達成のための行動を体現するものです。私たちは、一層の自信を持って持続可能な社会に向けた実践とその発信に取り組んでいくことが重要です。

取り組みにあたり、協同組合原則の第6原則に掲げられた「協同組合間の協同」の重要性を改めて確認する必要があります。日本の協同組合は分野ごとの法律のもとそれぞれの発展を遂げてきました。しかし、私たちが現在直面している課題の深さは、人びとが参加し知恵を出し合い協同して取り組むことを求めており、協同組合もまた互いに協同していくことが今まさに求められています。

そうしたなかで、本年4月、日本の様々な分野の協同組合が参加し、法人格を持った新たな連携組織として一般社団法人日本協同組合連携機構(JCA)をスタートしました。JCAは、協同組合間協同を支援・拡大し、協同組合が地域で果たす役割・機能の可能性を広げ、「持続可能な地域のよりよい暮らし・仕事づくり」に貢献していく所存です。地域・都道府県・全国での協同組合間協同をさらに進めていきましょう。

本年2018年は、私たち協同組合の源流の一つであるドイツのライフアイゼンの生誕200周年にあたり、日本の協同組合の礎を築いた賀川豊彦の生誕130周年にあたります。

こうした記念すべき年である今年のデーを、日本全国でさまざまな分野の協同組合の仲間が手を携え世界の仲間とともに祝い、協同を通じて持続可能な社会を築いていく決意を新たにしたいと思えます。

国際協同組合年記念協同組合全国協議会 代表  
一般社団法人日本協同組合連携機構 代表理事会長  
中家 徹

## 国際協同組合デーとは

国際協同組合デーは、全世界の協同組合員が心を一にして協同組合運動の発展を祝い、平和とより良い生活を築くために運動の前進を誓いあう日で、毎年7月第1土曜日と定められています。

この国際協同組合デーは、協同組合運動の発展と普及を進める記念日として、当時の国際協同組合同盟 (ICA) 会長ゴードハート氏が中心となり、1922年10月ドイツ・エッセン市において開催されたICA中央委員会で討議・了承され、翌1923年、第1回国際協同組合デーが世界22カ国の組合員により祝賀されました。以来、世界各国でさまざまな祝典、講演会、音楽会等の催しやイベントが行われています。また、1995年のICA設立100周年に際し、国連も同日を「協同組合の国際デー」と認定し、各国政府、国際機関および協同組合組織等に向けメッセージを発信しています。

## 国際協同組合同盟 (ICA) とは

1895年ロンドンで設立された世界の協同組合の連合組織であり (現在の本部: ブリュッセル)、世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の全国組織が加盟しています。2018年4月現在、ICAの加盟組織は107カ国308団体、傘下の組合員は世界全体で約12億人であり、世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と協同組合間の国際協力の促進、世界の平和と安全保障への貢献等を目的として、情報発信、国際会議・セミナー等の開催、国連機関等への提言・意思反映活動等に取り組んでいます。

また、世界最大の非政府組織 (NGO) として、国連経済社会理事会 (ECOSOC) の諮問機関第1グループに登録され、2002年には国際労働機関 (ILO) が「経済社会の発展において、協同組合は世界のどの地域においても極めて重要である。(193号勧告)」と協同組合の役割の重要性を認める勧告を発表しました。このように、協同組合、そしてICAは国際機関からの高い評価を受けています。

## 「協同組合の思想と実践」は ユネスコの無形文化遺産に登録されています

2016年11月30日、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」(以下「協同組合の思想と実践」)が、「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づくユネスコの無形文化遺産に登録されました。

登録を決定した政府間委員会はその理由として、協同組合を「共通の利益と価値を通して、…社会問題に対する革新的な解決策を編み出し、コミュニティづくりを可能にする」と評価しました。

今回の登録はドイツからの提案に基づくものですが、特定の国の協同組合や個々の協同組合が登録されたわけではありません。世界に広がる「協同組合の思想と実践」、つまり「協同組合において共通の利益を形にする」という考え方とその取り組み自体が、登録されたのです。

「無形文化遺産の保護に関する条約」は、「世代から世代へと受け継がれ」「コミュニティ等により絶えず再現・再創造される」無形の文化的な遺産・伝統 (heritage) の保護を目的としています。「保護」とは促進、拡充、伝承、再活性化などを含みます。

こうした条約の趣旨を踏まえれば、今回の登録により、私たち協同組合の関係者には「協同組合の思想と実践」をしっかり継承し、さらに豊かにし、次世代につないでいくことが求められていると言えるでしょう。

※「協同組合の思想と実践」のユネスコ無形文化遺産登録について広報等で活用する場合は、IYC記念全国協議会ウェブサイトのガイドラインをご参照ください。

# 協同組合とSDGs



「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals / SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。貧困・飢餓・気候変動など人類・地球全体が直面する問題を解決し、「持続可能」な世界を実現するために、2030年までの達成を目指して世界各国で取り組みが進められています。

協同組合は、これまでも貧困や飢餓などの問題に取り組んでおり、国連によりSDGsを達成するための重要なステークホルダーの一つとして位置づけられています。ICAも全世界の協同組合が総力を挙げてSDGsの達成に向けて取り組むことを奨励しています。日本でも、政府による「SDGs実施指針」に協同組合が明記されています。このように、SDGsの達成において協同組合が果たす役割に、国内外で大きな期待が寄せられています。



## SDGsに関連する協同組合の取り組み例



- 組合員の所得向上、金融・共済サービスの提供
- 多重債務問題への取り組み
- 困難を抱える女性や若者・高齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援や雇用促進



- 国内における農林漁業の振興と食料の安定供給
- 発展途上国における農林漁業支援
- 高齢者・障がい者等への配食事業
- こども食堂・フードバンクの運営
- 移動販売



- 病院・診療所・歯科等の運営 ○僻地医療の提供
- 高齢者・障がい者等のケア事業 ○健康づくり・介護予防活動
- 子育て関連事業 ○地域の見守り・助け合い活動
- 交通安全啓発活動



- 奨学金問題への取り組み ○学習支援事業
- 学生生活支援サービスの提供
- 大学等における寄付講座
- 環境教育・生涯学習への取り組み
- 各種専門技術教育・職業訓練の提供



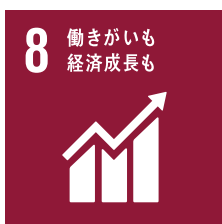
- 女性の雇用創出
- 子育て支援事業
- 女性が働きやすい職場環境づくり
- DV等から女性を保護するためのシェルター事業



- 森林・水田管理を通じた水資源の保全と生態系の保護
- 「せっけん運動」の普及・促進



- 太陽光・風力・小水力・バイオマス発電事業
- バイオディーゼル燃料事業
- エコオフィス・エコ住宅等の促進



- 勤労者・非正規勤労者・失業者への金融支援サービス
- 中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援
- 農林漁業従事者への各種支援
- グリーンツーリズム等の持続可能な観光業
- 人手不足の解消



- 地域包括ケアへの取り組み
- 農林漁業におけるICT等の先進技術の普及・促進
- 中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援



- 国内外におけるフェアトレードの促進
- 人権問題の啓発活動



- コミュニティバス・買物バス・移動販売・介護タクシー等の運営
- シェルター事業等の一時的住宅支援 ○高齢者・子ども・障がい者等の「居場所」づくり
- 地域の見守り・助け合い活動 ○交通安全インフラ整備
- 農林業を通じた環境保全と防災 ○共済サービスの提供を通じた被災者の生活再建支援
- 災害救援活動 ○市民農園の提供

12 つくる責任  
つかう責任



- 食の安全確保と情報提供
- エシカル消費に関連した商品供給
- 国内外におけるフェアトレードの促進
- 森林資源の持続可能な利用
- フードバンク・リサイクル事業等を通じた資源効率の改善

13 気候変動に  
具体的な対策を



- 森林整備によるCO2吸収機能の発揮
- 事業におけるCO2排出量の削減の取り組み
- 屋上緑化・グリーンカーテン等の取り組み
- 再生可能エネルギーの普及・促進

14 海の豊かさ  
を守ろう



- 海洋への栄養分を供給するための森林整備
- 商品購入を通じた海洋保全の取り組み
- 海洋環境保全団体への助成事業
- 漁場環境整備及び資源管理の推進

15 陸の豊かさ  
を守ろう



- 環境保全型農業の推進 ○在来種の保存
- 森林資源の持続可能な利用
- 森林整備による生物多様性の保全
- 里山再生事業
- 商品購入を通じた環境保全の取り組み

16 平和と公正を  
すべての人に



- ヒバクシャ国際署名活動の支援
- 平和問題への取り組み
- 核兵器廃絶の取り組み
- 刑余者・保護観察対象者等の就労・社会復帰の支援

17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



- 「協同組合」というシステムそれ自体によるパートナーシップの構築
- 国内外における協同組合間の連携
- 国内における自治体、労働組合、NGO・NPO等との連携

# 日本協同組合連携機構 (JCA) とは

一般社団法人日本協同組合連携機構 (JCA) は、日本国内の各種協同組合の連携や海外協同組合との連携をすすめてきた「日本協同組合連絡協議会 (JJC)」(日本のICA会員17団体で構成)の取り組みを引き継ぎ、一般社団法人JC総研を改組し、平成30年4月1日に誕生した組織です。JCAの目的は“協同組合の健全な発展と地域のよりよいくらし・仕事づくりへの貢献”です。このためにJCAは、①「協同組合間連携 (推進・支援)」②「政策提言・広報 (発信)」③「教育・研究 (把握・共有・普及)」の3つの機能を備え、地域・都道府県・全国の各段階における様々な協同組合の間の連携を支援・拡大し、協同組合の力を結集して地域の課題の解決を目指します。

第1号会員 (一般社団法人の社員)として協同組合の全国組織18団体、第2号会員にはJA都道府県中央会、第3号会員には地域の各種協同組合等が加入しています。

# 国際協同組合年記念協同組合全国協議会とは (IYC記念全国協議会)



国連の2012国際協同組合年 (IYC) に向けて2010年から活動してきたIYC全国実行委員会は、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たす役割を広く社会に知らせる取り組みや、協同組合運動の発展に向けた取り組みなど、多様な活動を行いました。

IYC記念全国協議会は、2012IYC全国実行委員会が掲げた目的を継承した、協同組合組織等で作る協議会です。協同組合の価値や協同組合が果たす役割等について、さらに多くの人々に認知されるよう取り組みを行うとともに、異業種の協同組合が連携することによって新たな価値を生み出し、協同組合運動を促進する取り組みを行うことを目的としています。

# JCA・IYC記念全国協議会 会員団体

## ■全国農業協同組合中央会

JA全中

JA全中は、わが国のJAグループの総合指導機関です。都道府県中央会とともに、全国のJAや連合会の指導、監査、政策への意思反映、広報、組合員・役職員教育などの活動を行っています。

こうした活動を通じ、わが国農業の発展、安全・安心で豊かな食べものの提供、地域の活性化など、JAグループの取り組みを推進しています。

## ■全国農業協同組合連合会

JA全農

JA全農は、わが国のJAグループの一員として、農畜産物の販売や生産資材・生活資材の供給など、経済事業を行っている組織です。

経済事業を通じてJAの事業をサポートし、JA組合員の農業振興、経済的・社会的地位向上に寄与するとともに、安全・安心な農畜産物の提供を通じて、生産者と消費者を安心で結び取り組みを行っています。

## ■全国共済農業協同組合連合会

### JA共済連

JA共済連は、わが国のJAグループの一員として、「相互扶助」の理念に基づき「JA共済」の愛称でJAと一体となって共済事業を行っている組織で、共済仕組みの開発、資産運用、支払共済金にかかる準備金の積立てなどを行っています。

JA共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けし、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、豊かな生活づくりに努めるとともに、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献しています。

## ■農林中央金庫

農林中央金庫は、全国のJA（農協）・JF（漁協）・JForest（森林組合）等を会員とする協同組織金融機関です。「金融を通じて農林水産業に貢献する」ことを第一の使命に掲げ、それにより国民経済の発展に貢献することを目的としています。

会員からの出資やJAバンク・JFマリンバンクの安定的な調達基盤を背景に、会員や農林水産業者、農林水産業に関連する企業に、融資をはじめとする多様な金融サービスを提供しています。また、グローバルな投融資を行い、これらの収益を会員等へ安定的に還元することに努めています。

## ■一般社団法人家の光協会

一般社団法人家の光協会は、1925年創刊の協同組合の家庭雑誌『家の光』、農業・地域・JAのリーダーのためのオピニオン雑誌『地上』、JAグループの食農教育をすすめる子ども雑誌『ちゃぐりん』、農的情報を発信する菜園雑誌『やさい畑』、そのほか各種分野での書籍を発行しています。また、これらの雑誌・書籍を用いた多種多様な記事活用・文化活動を通じて、JA組合員や地域住民の暮らしを豊かにする取り組みを展開しています。さらに、食農教育、読書運動、国際交流など、さまざまな公益事業を実施しています。

## ■株式会社日本農業新聞

日本農業新聞は、国内最大の農業専門の日刊紙で、2018年3月に創刊90周年を迎えました。国内外に情報ネットワークを広げ、農業・農村・JAの「いま」を発信するとともに、「協同の輪を広げ 自己改革を進めよう」をスローガンに掲げ、JAグループ情報共有運動に取り組んでいます。部数は約35万部です。食と農のかけ橋として、農政課題、JAグループの協同活動、営農や暮らしに役立つ実用情報などを、毎日読者に届けています。また、2010年4月に本紙独自の収集データによる「新市況システム2010」が稼働。農畜産物市況とその指標となる「日農INDEX」を紙面展開するほか、WEBで市況の動きを知らせる「ネット市況」サービスも行っています。

## ■日本生活協同組合連合会

### 日本生協連

日本生協連は、各地の生協や生協連合会が加入する全国連合会です。生協は日本最大の消費者組織で、会員生協の組合員総数は約2,870万人、総事業高約3.5兆円です。

全国の生協の中央会的役割として、様々な団体と交流し、生協への理解を広げ、社会制度の充実に向けた政策提言などを行っています。

また、会員生協の事業や活動のサポート、コープ商品の開発・会員生協への供給事業などを通して、会員生協の発展を支える役割を果たしています。

## ■全国漁業協同組合連合会

### JF全漁連

JF全漁連は、漁業者が地域ごとに結成しているJF（漁業協同組合）の全国組織です。

全国のJFやJF連合会とともにJFグループで必要な燃油等漁業用資機材の供給、組合員の漁獲物の販売等、各種経済事業、並びに、漁政活動、組織・事業強化支援活動、教育・研修活動、JF連合会の監査、国際的連帯強化、広報等の、いわゆる指導事業を行っています。

これらの諸活動を通じ安全・安心な水産食料の安定供給、わが国水産業の発展とJFの地域社会への貢献等に資するため必要な取組を支援・推進しています。



## ■全国森林組合連合会

### JForest全森連

JForest全森連は、森林所有者を組合員とした森林組合、各道府県森林組合連合会の全国組織です。森林経営の指導、木材等の販売、林業用資材等の購買、林業従事者の育成などの事業のほか、森林所有者及び山村の立場から森林・林業政策への提言を行っています。

協同組合精神に基づき、会員が協同して事業を推進することで、組合員の経済的社会的地位の向上を図るとともに、国土の3分の2を占める森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、森林の適切な整備・保全を進めています。

## ■日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会

### 日本労協連

労働者協同組合(ワーカーズコープ)はともに生き、ともに働く社会をめざして、市民が協同・連帯し、人と地域に必要な仕事をおこし、「よい仕事」をし、地域社会の主体者になる働き方をめざす「協同労働の協同組合」です。みんなで出資し、ともに働き、民主的に経営する協同労働と社会連帯運動を通じた地域づくりをめざし、様々な困難を抱える人とともに介護・子育て・就労支援事業等を展開しています。

日本労協連は、労働者協同組合および関連団体から構成され、協同労働の普及、労働者協同組合の設立支援や法制化運動等に取り組んでいます。

## ■一般社団法人全国労働金庫協会

労働金庫は、労働組合や生活協同組合などの働く人たちがお互いを助け合うために、資金を出し合い、設立した協同組織の金融機関です。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの生活を豊かにするための融資に利用し、そこから生まれた利益は働く人に役立つ商品の開発や良質なサービスとして還元しています。

労働金庫は人々が支え合う共生社会の実現をビジョンに掲げています。地域社会が抱える課題の解決に向けて非営利・協同セクターと連携し、働く人にもっとも身近で信頼される協同組織の福祉金融機関を目指した取り組みを進めています。

全国労働金庫協会は、全国13の労働金庫の中央機関として、こうしたビジョンの実現に向けた業態の政策検討や方針化、労働金庫の経営指導、役職員の教育研修、日々の労働金庫間の連絡や調整などを行っています。

## ■全国労働者共済生活協同組合連合会

### 全労済

全労済は、共済事業を通じて組合員の暮らしの安心をサポートする保障の生協です。

勤労者・生活者の暮らしを守るため、「こくみん共済」や「全労済の住みいる共済」、「マイカー共済」をはじめとして、生命・損害両分野において、組合員のニーズに応えたさまざまな共済を提供しています。

全労済は、2017年9月29日に創立60周年を迎えました。今後も組合員へ生涯にわたる総合的な保障を提供することを通じ、理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現を目指していきます。

## ■全国大学生生活協同組合連合会

### 全国大学生協連

大学生協は長年、学生・教職員の生活向上を目指し、大学の福利厚生を担い、同時に環境問題などの諸活動を推進してきました。運営に当たるのは各大学の学生・教職員です。現在は、大学改革が進行する中、魅力ある大学づくりに参画し、大学の"学びと成長"を支援する活動と事業にも重点を置き、協同体験を組合員の成長と大学生協の力にすることをめざしています。全国大学生協連は、会員生協の全国的な意思形成をもとに、それらの活動と事業の指導・支援を行っています。

## ■全国中小企業団体中央会

### 全国中央会

中小企業は、わが国企業の99.7%を占め、雇用の約7割を担っています。そのような状況の中で全国中央会は、都道府県中小企業団体中央会とともに、「中小企業連携組織専門支援機関」として中小企業組合等の連携組織を通じた中小企業の経営の合理化、新商品・新技術の開発および販路開拓、情報化の推進、企業組合設立により起業・創業の促進、農商工連携推進による地域経済活性化等に尽力し、中核的指導連絡機関としての機能発揮を使命としています。

## ■生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

### 生活クラブ連合会

生活クラブ連合会は、加入する全国34の会員生協(生活クラブ共済連含む)が自治と連帯に基づき共同運営する事業連合です。「協同組合の価値と原則」に則り、競争原理に対して協同の理念を掲げ、取り組む生活材の共同開発・共同仕入と物流事業、広報活動、対外的な連帯活動などを行っています。

私たちは、自然と共生し、食べもの(Food)、エネルギー(Energy)、ケア(Care)をできる限り自給・循環させるFEC自給ネットワーク構想に基づき、「サステイナブル(持続可能)な生き方」を選び、すべての活動を行います。

## ■株式会社農協観光

### Nツアー

農協観光(Nツアー)は、「あるがままの自然と人間のふれあい」をコンセプトに、組合員・地域住民・JA・都市と農村の様々な交流やつながりをつくる「ふれあいツーリズム」を推進し、「集い」「ふれあい」「行き交う」をコーディネートし、地域コミュニティの活性化に貢献するJA旅行事業を進めています。あわせて、子ども村や教育旅行ならびにJAと共に食農教育活動に取組み、地域の「食」「景観」等を通じて「食料・農業への理解」「農村・自然の魅力」等、地域資源を活かした商品開発に取り組んでいます。

## ■日本医療福祉生活協同組合連合会

### 医療福祉生協連

医療福祉生協連は、医療・福祉(介護)事業を行う生協の連合会です。「健康をつくる。平和をつくる。いのち輝く社会をつくる。」を理念に掲げ、主な事業として医師・看護師・介護士などの人材紹介・育成、出版・供給、教育研修、リース・レンタルなどを行っています。

全国の医療福祉生協は、医療・福祉・助け合いの切れ目のないサービスで暮らしを支え、健康づくりを通じて暮らしとまちづくりに貢献しています。

## ■全国厚生農業協同組合連合会

### JA全厚連

JA全厚連は、健康増進活動や医療、高齢者福祉事業などを行う都道府県で活動しているJA厚生連の支援・指導をする全国段階の連合会です。

JAの厚生事業は、組合員および地域住民の方々が日々健やかに過ごせるように、保健・医療・高齢者福祉の分野で支援させて頂く事業です。特に、農山村地域における医療の確保を原点到、良質な医療の提供、健康増進活動の促進、急速な高齢化への対応など、各地域で積極的な活動を展開しております。

## ■日本コープ共済生活協同組合連合会

### コープ共済連

コープ共済連は、共済事業を行う生協連合会で、CO・OP共済を実施する全国の生協(事業連合会を含む)と全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)、日本生協連により構成されています。

CO・OP共済を通じて、組合員相互の助け合いにより、組合員のくらしの中の各種の危険による経済的な損失を保障することを中心として、組合員のくらしの向上に役立ち、生協の発展、協同組合運動の普及と豊かな社会づくりへの貢献を目指しています。

## ■一般社団法人全国信用金庫協会

### 全信協

全国信用金庫協会は、全国261の信用金庫(2018年3月31日現在)と信金中央金庫を会員とし、信用金庫の健全な発展を支援することを目的に設立された金融団体です。

全信協は、信用金庫の業務運営に関する理論と実際の調査・研究をはじめ、共同事業、関係官庁その他に対する建議・要望活動を行うとともに、信用金庫業界の英知と総力を結集することに努めています。地域の中小企業等の発展、地域住民の豊かな暮らしの実現など、信用金庫がその目的、社会的役割をより良く発揮することを目指しています。

## ■一般社団法人全国信用組合中央協会

### 全信中協

信用組合は、相互扶助を理念とする非営利の金融機関。現在、全国に148の信用組合があります(2018年3月31日現在)。105の地域信用組合、27の業域信用組合、16の職域信用組合があり、それぞれの組合員に金融サービスを提供しています。

全信中協は、信用組合の中央組織として、関係官庁や金融団体等との情報交換・連絡、業界の意思を取りまとめ要望・意見を表明するほか、信用組合役職員に対する教育訓練、業界のPR活動、「しんくみネット」の運営、機関誌の発行、調査統計資料の作成などを通じて信用組合業界の発展に努めています。

## ■ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン

### WNJ

ワーカーズ・コレクティブは、地域に暮らす人たちが生活者の視点から地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化し、協同組合形式で運営する(自ら出資し、経営し、労働も担う)「働く人の協同組合」です。「雇用された労働」ではなく、「対等な立場で自主的に自己決定し責任を持ち、協同する労働」です。

利益を増やすことが第1目的ではなく、地域に必要とされるニーズを掘り起こし事業にしていく非営利の市民事業です。

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)は、ワーカーズ・コレクティブの全国組織です。現在約415団体が北海道から九州までの各地で様々な分野で事業を展開しています。

## ■一般社団法人日本共済協会

日本共済協会は、協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、地域社会における農林漁業者、勤労者、中小企業者などの生活安定および福祉の向上に貢献することを目的として、協同組合共済の連携を促進する活動等に取り組む一般社団法人です。

正会員13団体、賛助会員4団体、計17団体を会員とし、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究活動や、共済団体役員への教育・研修活動、広報・出版活動、相談活動等を行っています。

## ■共栄火災海上保険株式会社

### 共栄火災

共栄火災は、農林水産業協同組合、信用金庫・信用組合、生活協同組合をはじめとする協同組合・協同組織諸団体の前身である産業組合によって設立されました。

社名である「共栄火災」は「産業組合」の理念である「共存同栄」から2文字をとって命名され、「共存同栄の精神」は共栄火災の経営理念として受け継がれています。

この理念のもと、協同組合・協同組織諸団体と深い関係を保ちながら、諸団体の事業を補償面でサポートするとともに、各種共済を拡充する役割を担うなど、組合員や会員の安定した生活に寄与するように努めています。

## ■労働者福祉中央協議会

### 中央労福協

中央労福協は、労働者福祉を総合的に推進するための中央組織で、労働団体、協同組合・事業団体ならびに全国47都道府県労福協で構成されています。

設立は1949年で、生活物資の確保を求めて労働団体と生協が組織の枠組みを超えて結集するところから生まれ、その後、様々な労働者自主福祉事業の組織化・育成に取り組んできました。

現在は「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、①協同組合・労働者福祉運動の基盤強化、②貧困や多重債務のない社会に向けた運動・政策活動、③暮らしの総合支援活動などに取り組んでいます。

## ■日本文化厚生農業協同組合連合会

### 日本文化厚生連

日本文化厚生連は、農協法により設立され、厚生連と単農の自主的な直接加入によって構成されています。

会員が参加した共同購買の事業と協同活動を通じて組合員と地域住民の命とくらしを守り、誰もが健康で文化的な生活を享受できる地域づくりを支援しています。①病院で使用する医薬品等の共同購買・メーカー交渉により廉価購入を実現、②医薬品等の適正使用を推進し安全で質の高い医療と病院経営高度化に貢献、③安心して暮らせる地域づくりのために、農協と病院の連携・協同を支援、④会員の役職員、専門職の教育・研修等一の4つの仕事を柱としています。

# 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

## 21世紀に向けた世界の協同組合の活動指針を示す新しい協同組合原則

### 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

### 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

### 原則

協同組合は、その価値を実践していくうえで、次の原則を指針としています。

#### 第1原則 自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

#### 第2原則 組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権(一人一票)を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

#### 第3原則 組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合員の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

#### 第4原則 自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

#### 第5原則 教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダーにむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

#### 第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

#### 第7原則 地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

(1996年10月JA全中「21世紀の協同組合原則」JA訳)

※この声明は、1995年9月のICA全体総会で採択されたものです。

## 第96回 国際協同組合デー

日本協同組合連携機構(JCA) <https://www.japan.coop/>

IYC記念全国協議会 <http://www.iyc2012japan.coop/>